

災害時における災害廃棄物の処理等に係る相互応援に関する協定

関東地域1都7県協会

調印式 令和5年6月30日（金）15:00～



相互応援協定の概要

この協定は、災害廃棄物の処理等について、各都県協会のみでは十分な対応が困難な場合において、各都県協会の連携と協力のもと相互応援するために必要な事項（仮置場の管理・運営等の応援内容、応援要請手続き、実施報告、経費負担、行政機関との連携等）を定めたものです。

※応援内容（第2条）のポイント

- ・災害廃棄物処理に係る人員、車両、資機材の調達
- ・災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分（再生を含む）
- ・仮置場の管理・運営

各協会は、地震等大規模災害発生時には、都県からの協力要請に可能な限り応じられるよう事前の備えや初動対応等について、体制整備等を進めているところです。

特に広域災害については、関東地域での連携を図り、資源再生も念頭におきつつ、迅速・適正かつ効率的な災害廃棄物処理を行うため、相互応援について昨秋より、関東地域協議会において検討を進めてきました。

4月18日開催の第70回関東地域協議会において、相互応援協定（案）について承認を得、各都県協会に持ち帰り役員会等で合意の手続きを取り、6月30日に環境省立会いのもと、調印式を行う運びとなりました。



前列左から2番目立会人（環境省関東地方環境事務所大森所長）と各都県協会長